

歯学研究科等ハラスメント相談室利用案内

(1) 目的

歯学研究科等ハラスメント相談室（以下相談室という）は、構成員がハラスメントのない快適な環境で教育・研究・診療等を行えるようサポートするために設置されました。相談室を有効に活用いただくため、相談室の業務等について詳しく説明いたします。

(2) 相談室の業務範囲

相談室は、歯学研究科等におけるハラスメント事案等に対応するために、以下の業務を行います。

- ① 相談に対する助言
- ② 相談に係る当事者間の調整
- ③ 歯学研究科等ハラスメント防止等委員会への報告及び協力
- ④ 措置不履行の改善申立てに係る助言等
- ⑤ その他ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関すること

(3) 相談室の基本姿勢

相談室では、次のことに留意し、ハラスメントを受けていると考えられる当事者の立場にたって対応します。

- ① 当事者間の個人的問題として片づけることのないように意識すること
- ② 関係者のプライバシーやその名誉、人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること
- ③ 相談を受けた場合において、相談したことを理由として、当事者に対して不利益な取扱いをしないこと

(4) 相談室の相談体制

相談室では、外部専門相談員を含む相談員が、相談に応じます。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを固く守り、匿名での相談も受け付けます。なお、問題を解決するにあたっては、当事者の意向等に十分に配慮し、相談員が、当事者及び関係者等から事情を聴くなどして、相談に応じます。相談室は、当事者の了承を得て、相談に係る当事者間の調整を行うことができます。第三者からの相談の場合は、当事者の了承を得て、調整を行うことができます。

(5) 相談室利用にあたっての留意事項

相談室を利用いただくにあたっては、次のことにご留意願います。

- ① 匿名による相談にも対応いたしますが、適切な対応を行うために必要な情報が不足している場合には、追加で情報提供をお願いすることがあります。なお、追加で情報提供をお願いする場合であっても、当事者の名誉やプライバシーには最大限配慮いたします。
- ② 相談室は、相談事案がハラスメントかどうかの認定はできません。公式な認定が必要な場合は調査等の申し立てが必要になります。
- ③ 相談室は、構成員がハラスメントのない快適な環境で教育・研究・診療等を行えるようサポートするために設置されたものです。相談室設置の趣旨を充分にご理解いただいたうえで、ご活用ください。